

地域経済牽引事業計画（都道府県の承認）

都道府県及び関係市町村が作成する基本計画に適合

<地域経済牽引事業の要件>

- ①地域の特性の活用
- ②高い付加価値の創出
- ③地域の事業者に対する経済的効果

課税の特例措置（国の確認）

<課税特例の要件>

- ①先進性を有すること
（生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域を除く（※））
- ②総投資額が2,000万円以上であること
- ③前事業年度の減価償却費の10%を超える投資額であること
- ④対象事業の売上高伸び率(%)が、ゼロを上回り、かつ
過去5事業年度の対象事業の市場の伸び率(%) + 5%以上

<上乗せ要件>

- ⑤直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上

（※）特定非常災害発生日から3年以内に承認を受けた事業が対象
（法施行前に発生した災害の場合は5年）

現行制度

課税の特例の内容・対象

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	40%	4%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

改正内容

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	40%	4%
上乗せ要件を 満たす場合	50%	5%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

※対象資産の取得価額の合計額は合計80億円を限度
※税額控除は法人税額又は所得税額の20%までが上限